令 和 8年 10月 19日
総務常任委員会資料
消 防 本 部 総 務 課

消防職員の懲戒処分について

1　被処分者
　加古川市東消防署播磨分署　消防士長　27歳　男性

2　処分内容
　戒告

3　処分年月日
　令和8年10月5日

4　非違行為の概要
　当該職員は、令和8年4月25日午後1時39分頃、自宅において、女性と口論になった際に、女性の左腕付近を踏みつけた暴行容疑で、令和8年8月14日に逮捕された。
　その後、警察による捜査が行われ、当該職員は容疑を認め、令和8年8月28日に略式起訴され、簡易裁判所において罰金10万円の略式命令が科された。
　このことは、公務に対する信用を著しく傷つける行為として地方公務員法第33条に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、当該職員を戒告の懲戒処分とした。